

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金103万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年7月23日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年5月22日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、株式会社Bの役員であるが、平成22年12月23日ころまでに、東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号に本店を置き、通信機器、複写機、情報通信機器、電気通信設備並びにその周辺機器・部品の開発、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸等を目的とし、その発行する株式が大阪証券取引所JASDAQスタンダードに上場されていた株式会社エフティコミュニケーションズと株式会社Bとの間の業務委託契約の締結の交渉に関し、株式会社エフティコミュニケーションズの業務執行を決定する機関が、新たな事業としてLED照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成23年1月24日より前の同月11日から同月13日にかけて、C証券株式会社を介し、大阪府中央区北浜一丁目8番16号所在の株式会社大阪証券取引所において、自己の計算において、株式会社エフティコミュニケーションズ株式合計40株を買付価額合計130万450円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法175条1項2号、166条1項4号、2項1号ヨ、金融商品取引法施行令28条9号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条1項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(58,400円×40株)

－ (31,800円×5株+32,100円×5株+32,400円×1株+32,450円×1株+32,500円×7株+32,600円×11株+33,000円×10株)

= 1,035,550円

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,030,000円となる。